

★第2回★

「相続に関する基礎知識②」

遺産相続の手続きを進めていくうえで、「相続人の特定」は欠かすことができません。ここを間違えてしまうと、相続税の計算等が異なってきてしまいます。そこで今回は、「だれが相続人となるのか」について解説します。



税理士 八木正宣

相

続人になることができる人は、民法で定められており、具体的には、亡くなった人（被相続人）の配偶者および血族相続人となります（図表1）。

まず、配偶者には、どんな場合でも相続人となる権利があります。ここでいう「配偶者」とは、婚姻届を提出している場合の法律上の配偶者をいいます。

内縁の妻（婚姻届を出していない妻）には、内縁の夫の財産の相続権がありません。また、相続開始の前に離婚した過去の配偶者にも相続権はありません。

次に「血族相続人」ですが、すべての血族が相続できるわけではなく、相続する順位が決まられています。具体的には、子がいれば子が相続人となり、子がいない場合には直系尊属（親・祖父母等）、子も直系尊属もない場合には、被相続人の兄弟姉妹が相続人となります（図表2）。相続順位の異なる者が同時に相続人となることはありません。

また、子・兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合には、その死亡した子・兄弟姉妹の

直系卑属（子、孫、ひ孫）が相続人となります（これを代襲相続という）。代襲相続は、子については無制限に、兄弟姉妹の場合には1回のみ認められています。

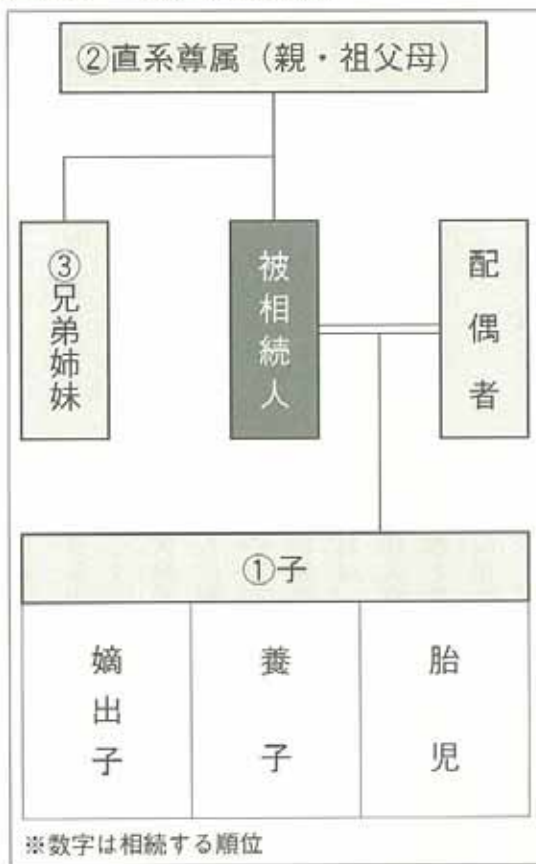
法定相続人がだれもない場合には、被相続人の財産は相続財産管理人の手に委ねられ、債権者への弁済・特別縁故者への分与などの手続きを経て、残りは国に帰属することになります。

養子には養親の遺産のほか実親の遺産の相続権もあり

民法では、養子は、養子縁組届が受理された日から、養親の嫡出子（婚姻している男女間に産まれた子）たる身分を取得すると規定しています。ですから法律上の養子は、養親の遺産について養親の実子と同様の相続権を持つこととなります。

さらに養子は、自身の実親の相続権も持っています。ただし、1987年に設けられた特別養子制度による特別養子（実親との親族関係が終了している養子）は、実親の遺産を相続することはできません。

図表1 相続人の範囲



いわゆる婚養子については、養子縁組届を提出していない限り、養親の相続人とはなりません。なお、養子縁組届が受理されれば、戸籍に養子と記載されます。

では、胎児や未成年者はどうでしょうか。

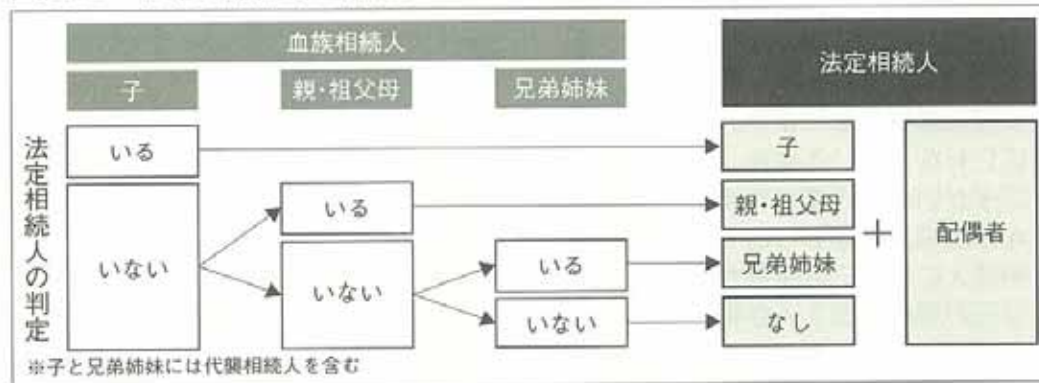
民法では「胎児は、相続については、すでに生まれたものとみなす」と規定しています。しかし、胎児が相続人となるのは、実際に胎児が生まれた場合です。死んで生まれた場合（死産）には、最初からいなかったものとして取り扱います。胎児がいる場合には、出産時点まで相続人が確定しませんが、胎児が生まれてから具体的

な相続手続きを行いません。また、未成年者であっても相続人として認められます。しかし、相続手続きは法律行為ですので、婚姻をしていない未成年者が法律行為を行なうときには法定代理人が必要となります。

遺産分割協議にあたっては、未成年者の代わりに法定代理人が協議を行なうこととなります。未成年者の法定代理人は、親権者（父母等）がなるのが原則です。非嫡出子についても注意しましょう。

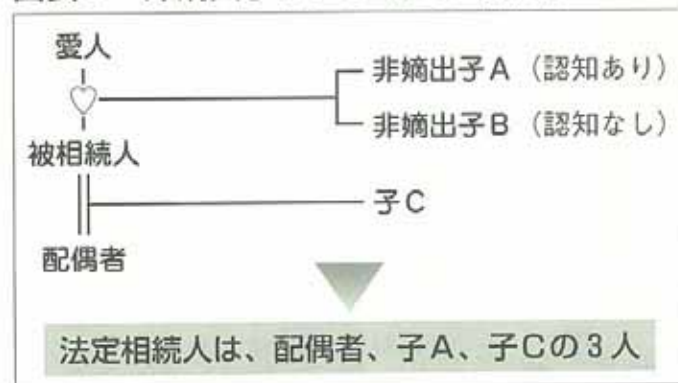
非嫡出子とは、法律上の婚姻関係にない（例えば内縁関係にある）男女間に産まれた子を指します。

図表2 法定相続人の判定



非嫡出子は、父親から認知をしてもらえれば、子として父親の財産を相続できます（図表3）。父親から認知されていない場合は、相続では子として扱われません。被相続人が母親の場合には、出産と

図表3 非嫡出子がいる場合の相続例



いう事実があるため、認知手続きは不要です。

法定相続人であっても相続人になれない場合が…

法定相続人であっても、「相続欠格」「相続排除」となると、相続人にはなれません。

相続欠格となるのは、詐欺・脅迫によって被相続人に自己に有利な遺言を書かせた法定相続人、被相続人の遺言を偽造・隠匿した法定相続人などです。要するに、相続に関して犯罪行為をした法定相続人

